

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	二宮望
論文題目	中間地帯のイコノロジー——二〇世紀の歴史家とイメージの現前・表象・記憶		
(論文内容の要旨)			
<p>一九八〇年代に「美術史の終焉」が叫ばれて以降、美術史学の歴史を語ることに積極的な意義を見出すことは難しくなった。それに対して本研究は、今日的な視点から、二〇世紀の美術史学、あるいはそれに隣接する諸事例を取り上げることで、イメージの現前・表象・記憶という主題を浮かび上がらせ、「イメージ学」の理論的な基盤を歴史的に問い直そうと試みるものである。こうした試みを推し進めていくうえで、本論文はアビ・ヴァールブルクに由来する「中間地帯のイコノロジー」という言葉をひとつの指針とした。ここには、イメージと人が、芸術作品と美術史家のように互いに分離するのではなく、相互作用や葛藤を抱えこみながら、さまざまなかたちで交流しあっているという根本的な認識が表明されているのである。</p> <p>第一部「〈現前〉：沸騰するイメージの攻防」は、イメージが社会的な行為者(エージェント)として現われてくる二つの事例を考察する。第一章は、一九二七年のヴァールブルクの切手講演を軸に議論が進められ、政治的象徴としての切手に対峙した美術史家の足跡が辿られる。切手という微小な紙片に印刷されたイメージは、消費社会のささやかな趣味的娯楽に甘んじるものではなく、ヴァールブルクが「標語的イメージ」という言葉によって表現したように、絶えず大衆の注意をかすめとる政治的なメディアとして世間に流布したのである。第二章は、一九三七年のオノレ・ドーミエの展覧会から出発して、エルンスト・クリスとエルンスト・ゴンブリッチの未刊のカリカチュア・プロジェクトがいかなるイメージの闘争可能性を示したのかが検証された。彼らがカリカチュアに帰属させたイメージ魔術の力は、かならずしも人目を欺く視覚表現の短所として退けられるべきではなく、諷刺的な滑稽さのメカニズムがうまく作動するところでは、心理的・美的な快を引き出すことのできる社会的効用を有している。</p> <p>第二部「〈表象〉：近代の眼に映る過去」は、不在の過去(中世)が不穏なイデオロギーを帯びつつイメージのなかで回帰してくるという現象を二つの事例に即して批判的に検討した。第三章では、パーシー・エルンスト・シュラムの王権象徴研究、とりわけオットー朝の皇帝図像の分析を取り上げて、その背後にどのようなイデオロギーが潜んでいたのかが、ヴァイマル共和政下の中世主義に照らして論じられる。シュラムが一九二〇年代に熱心に取り組んでいたオットー三世研究には、中世を神話化する歴史家の幻想が仄見えている。第四章も中世ゴシックという理想像が主題としてあり、ハンス・ゼードルマイヤの大聖堂研究に巣食う政治的なイメージが、同時代の芸術家たちの造形作品と関連付けられながら詳述される。ゼードルマイヤの『大聖堂の生成』は、二〇世紀のゴシック礼賛の潮流に棹さしながら、モダニズムとゴシックとのある種の共犯関係を</p>			

示している。

第三部「〈記憶〉：イメージの「メタ歴史学」に向けて」では、記念碑と芸術研究のための複製図版が議論の俎上に載せられ、イメージを用いた歴史の再構築が主題化される。第五章は、一九八〇～九〇年代の記念碑論争と並行して行われたラインハルト・コゼレックの記念碑研究を扱い、そこで唱えられた、時代の感性をとらえる「政治的イコノロジー」について考察した。コゼレックが歴史研究のかたわらで撮影・蒐集していた記念碑写真には、彼の歴史論の根幹にある重層化された歴史的時間という観念が可視化されている。第六章では、最後にふたたびヴァールブルクへと立ち戻り、彼が晩年に着手した図像アトラス「ムネモシュネ」というプロジェクトの成立と継承過程が追跡され、そこにいかなる「イメージの語り」の可能性が胚胎していたのかが詳らかにされる。これまで議論が集中してきた「ムネモシュネ」の最終版のみならず、その前後の軌跡にも視野を広げることで、イメージの記憶を再構成するアトラス・プロジェクトの動的で可変的な相貌が明らかにされた。

本論文は、六つのケーススタディを通して、二〇世紀の美術史ないし歴史学がイメージによって覆われていたことを確認した。ドイツ語で「イメージ」を意味するBildという語彙は、英語のpictureやimage、illustrationやfigureなどをも包含するきわめて広範な概念であり、それゆえに「イメージ学」は、狭義の芸術作品に囚われた美術史学を相対化するポテンシャルを秘めている。本研究の取り組みは、「イメージ学」の源流を二〇世紀の思想史のなかに探り当てる試みであるとともに、美術史という学問分野の射程を見極める「メタ美術史」の企てでもあった。また、第一部の観察者に強く働きかけてくる〈現前〉から、第二部の過去の回帰としての〈表象〉を経由して、第三部のイメージの底流に見出された〈記憶〉へといたる本研究の道程は、政治的図像学からイメージの歴史編纂術へとゆるやかに推移していく運動としてとらえなおすこともできる。冒頭で提起した「中間地帯のイコノロジー」とは、まさにこのイメージの政治性と歴史性の微細な偏差を観測するためのものさしであったのである。

(論文審査の結果の要旨)

ここ数十年間のイメージ研究の盛り上がりは、美術史家のハンス・ベルティンが一九八〇年代に唱えた「美術史の終焉」への一つの意識的な応答であった。これを後押ししたのはまず、メディア技術の発達によって加速していった社会へのイメージの浸透という状況である。さらに、美術史や美学の自律性を担保するものであった「芸術作品」なる概念も、その個別性・特殊性・構造性を批判され、より包括的な「イメージ」概念によって取って代わられる。こうして九〇年代以降、イメージ研究の活況を背景に、それ以前の美術史や思想史の言説をイメージ学（の前触れ）として読み直すような研究が現われるようになる。

とはいえ、それら先行研究において、イメージ学の歴史はきわめて限定された視点のみから捉えられていたのもまた事実である。それに対して著者は、芸術概念の破棄とより柔軟なイメージ概念の創出、あるいは拡張されたメディア技術への適用といったおなじみの論点とは別の視点からイメージ学に迫ろうとする。本論文は、ヴァールブルクの切手論、クリストとゴンブリッチのカリカチュア研究、シュラムの中世皇帝の図像・象徴研究、ゼードルマイヤの大聖堂論、コゼレックの記念碑研究、ヴァールブルクの図像アトラス「ムネモシュネ」を論じる六つの章から構成される。そこで扱われるのは、学派と呼べるような統一的な集団ではなく、また、なかには明らかに美術史とは別の出自を持つイメージ研究（コゼレックのそれ）も見られる。本論文が、これらのケーススタディを通じて明らかにしようと試みるのは、「現前」「表象」「記憶」という、イメージにとって本質的な三つの様態であり、場合によっては恣意的にも取られかねない事例選択もまた、この観点から導かれたものである。

上述の三つの様態は、イメージが本性的に時間によって絡め取られていることを明らかにする。現前は「いま、ここ」という眼の前の現在時に出来るものである。不在の現前であるところの表象が作動するのは、イメージの内部に時間的な「遅れ」が潜んでいるからである。イメージの意味内容が過去のものであろうと未来のものであろうと、それが表象である限りにおいてイメージは絶対的な遅れとして現在に到来する。最後に、記憶はイメージの時間に一時的な休止をもたらす。イメージは、記憶において、完全に朽ち果ててしまうのではなく、再び活性化するまでの待機場所を見出すのである。現前や表象によるイメージの現働化を宙吊りにする記憶の貯蔵庫は、イメージの内部に広がる多様な時間をそのまま保存する。このように、イメージを異質な時間の束として観察することは、本研究の基調となる態度を示しており、同時にそれは本研究を先行研究から差別化するしるしともなっている。

伝統的に美術史には、学術的認識以外の「不純な」要素は不要であるとされ、たとえば美術史家たちの実践や趣味といったものはそこに含まれてこなかった。美術史の歴史が学説史としてしか書かれてこなかったのは、こうした前提が支配的な共通認識をかたちづくってきたからである。しかし、ジョルジュ・ディディ＝ユベルマンも述べるように、美術史家は芸術について自由に認識を積み重ねるだけでなく、芸術に

よって鏡像的に捕縛されてもいる。また美術史家は、学術的な認識を直接生み出すわけではない「外的な」実践や「不純な」想像力によっても刺激され、それが研究に波及していくこともある。本論文のいまひとつの特徴は、こうした広範な現象（諷刺画をめぐる展覧会企画のプロセス、社会的理想に結びつく中世イメージの投影、記念碑論争における倫理的適正をめぐる議論など）を考察の対象に含めた点にあり、また、それによってイメージと歴史家たちの「中間地帯」に立ち現れる歴史を把握しようと試みた点にある。

各章の執筆にあたって著者は、膨大な資料を渉猟し、先行研究や前提となる文脈を丁寧に解きほぐしたうえで議論を進めようと努めている。惜しむらくは、その手堅さがときに、議論の核心に肉薄することにブレーキをかけてしまっている箇所が見られた点である。たとえば第一章と第二章は、議論の前提を共有するために割かれた紙幅に比して、中心となる問題の追究がやや不十分に終わった感が否めない。とはいえ、全体として見るならば、本論文が所期の目的を十分達成したものになっていることには疑いがない。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和6年1月27日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降